



委員会におき、都市部知事から確たる答弁がなされるようにする
 ことと申す。その点、実施についてはその内容をよく
 検討する。実施するに当たっては、その点、実施
 することと望みます。

議長（石川信義君）以上で質疑を終ります。
 おはかりいたします。議案ヤナニ号は原案どおり
 することに御賛成でございますか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって議案ヤナニ
 号は原案どおり可決いたします。

議長（石川信義君）おはかりいたします。この際、議事のつぎに
 あり、日程ヤナニ、同ヤナニについては関連議案のつぎに
 つき、審議いたしたいと思ひますが、二つに「異議ございませ
 んか」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
 議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって一括して



審議することと決定いたしました。

議長（石川信義君）日程ヤナニ議案ヤナニ三号 福生市税賦課徴
 収条例の一部を改正する条例
 日程ヤナニ議案ヤナニ四号 福生市都市計画税条例の一
 部を改正する条例、以上二案を一括して議題といたし
 ます。

本日は朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を
 いたします。

（税務課長 古谷徳男君 登壇）

○税務課長（古谷徳男君）ご指図がおりますので、議案ヤナ

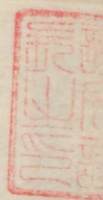
ニ号、ヤナニ四号につきます。一括して説明申します。
 議案ヤナニ三号につきましては、福生市税賦課徴収条例の
 一部を改正する条例、議案ヤナニ四号は福生市都市計画
 税条例の一部を改正する条例でございます。現行の固
 期の特例を設けようとするものでございします。

議一
議二
議三
議四
議五
議六
議七
議八
議九
議十
議十一
議十二
議十三
議十四
議十五
議十六
議十七
議十八
議十九
議二十
議二十一
議二十二
議二十三
議二十四
議二十五
議二十六
議二十七
議二十八
議二十九
議三十
議三十一
議三十二
議三十三
議三十四
議三十五
議三十六
議三十七
議三十八
議三十九
議四十
議四十一
議四十二
議四十三
議四十四
議四十五
議四十六
議四十七
議四十八
議四十九
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九
議六十
議六十一
議六十二
議六十三
議六十四
議六十五
議六十六
議六十七
議六十八
議六十九
議七十
議七十一
議七十二
議七十三
議七十四
議七十五
議七十六
議七十七
議七十八
議七十九
議八十
議八十一
議八十二
議八十三
議八十四
議八十五
議八十六
議八十七
議八十八
議八十九
議九十
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議一百

資産税 都市計画税の納期は、一期が四月、二期が六月、三期が八月、四期が十二月の四回と分つておりますが、昭和四十一年度の固定資産税と都市計画税の納期に限り、このうち一期を現行の四月一日から三十日までとあるのを一月繰り下げすべく、五月一日から六月一日までと改訂しようとするものがございます。二に六月一日と分つておりますのは、三に五月三十一日が休日にあたりますので、税法上の規定にそつとつすべく、休日の翌日を納期とするところありますので、六月一日を期限とすることがあります。固定資産税は三年一回の評価替えが行はれますが、四十一年度は評価替えの年度にあたりません。土地、家屋におきまして、全面的に評価替えを実施すること関係で、計算の事務が非常に煩雑になつております。そのために、仮業が例年より遅れるというのと、評価替えに関連した一連の業務が、税法の一部改正もあるわけがあります。二に、つゞきは自治省から、納期を繰り下げようとする指導もありましたので、



当期におきすことも、納期を一月繰り下げようとするものであります。



ほかご参考までに申し上げます。東京都および三多摩の市町村は四月納期のところはほとんど、市町村が一か月繰り下げすべく、五月にするよう条例改正を行つております。また、当期におきすことも三十九年度に評価替えがはじまる時に、二に同じ改正を行はつております。よろしくご留意をいたさすべく、東京とあり、この決りかたをよう、お願い申し上げます。説明にかえつてまいらたすす。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

二に、より本果になする質疑を行はします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終了いたします。

おはかりいたします。議案オナ十三号、おなじ十四号について、東京とあり、二に、ご留意をいたさすべく、

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終ります。た

にいかり本議に於ける質疑を行はします。

(質疑はこゝと仰る者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

おほかりにします。議案ヤナキ号は原案どおり決す

るに二議案ごういませんか。

(二議案はこゝと仰る者あり)

○議長(石川信義君) 二議案はこゝと認めます。 以下議案ヤナキ

号は原案どおり決すにします。

○議長(石川信義君) 日程ヤナキ四議案ヤナキ号福生市国民健康

保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本議は朗読を省略し、ただちに提案理由の説明を求め

ます。

(佐田課長 乙津栄吉君を登壇)

○佐田課長(乙津栄吉君) 二指五がごういすたので議案ヤナキ号



福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につき

善い方とするものごういします。

今案で所七一俣につき

すつ三十四と支給しております。たが、原則にありすよう

に本年四月一日より二を二に改めたいというごうい

ます。

この増額分につきすつ一俣当り二十四東京

都から補助金として交付されます。したがって今案で

都から二十四の負担でござります。たが、四十九年度

から都から三十四、たが二十四という負担というごうい

ます。

そこで昭和四十九年度予算を二億本年の所七率

を二億と見込みます。四十九俣分二十四万を前上

してあります。

以上簡単にごういしますが、説明にかえつていただくと

よろしく御座る。御議のうえを決あらうごういとお願いたし



○議長(石川信義君)以上で提果理由の説明は終ります。二めより本果に好する賛成を行はいます。

(里議はしと呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君)以上で賛成を終ります。

議果ヤナ六号は原果とあり

おほやりに二里議と書いてあるか。

(里議はしと呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君)二里議はしと認めます。

ふらう議果ヤ

ナ六号は原果とありお決したします。

○議長(石川信義君)日程ヤナ七号福生所着掃条例

の一部を改正する条例を議題といたします。

本果は朗読を省略しただけに提果理由の説明をな

めます。

(民生課長 森田 武君 登壇)

○民生課長(森田 武君)二指五に好する議果ヤナ七号福生所

福生所着掃条例の一部を改正する条例につきまして二説明を用いあげます。

ヤ一条、二めは新しく入ります、ヤ一条の二といいたす

て議果ヤナ七号福生所着掃条例、生活世帯、五五五五

有者、この四つにつきます、事業所につきましては官

庁、いめ々々不特定多数のものが出入りする場所を事業所

ということ、それから生活世帯、二めは事業所以外の、例え

ばサラリーマンの家庭、そういうところを生活世帯というこ

とつております。五五五、二めは二め、然るに、五五五

を二つとあります。占有者、二めは福生所は持引者掃

地、五五五五五五、その土地には建物と占有したは

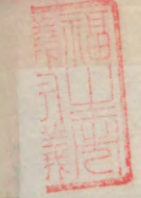
管理にしろるものを占有者といつております。

次のヤ二条各号の設置、二めは占有者に好する協力の義務

を規定してあるもので、占有者は自かり然却、里議の

を福生所に必分であるものは、ほるべく必分には、必分





収入のり余、あるは収入額の認定、住居の幹事等につ
 る旨、これには要する書類の閲覧を請ふることからすると
 うことである。附則におきく、昭和十四年六月一日
 現在居住しているものにつきするは、先きほど高額所得者
 である、当分の間と申さず、たゞは当分の間、十一年は
 規定するまでの間、ということである。さうしてこの高額
 所得者になじむの明り渡し請ふことである。昭和十四年
 年六月十日以降でなければならぬことが、さうな旨の経過規
 定が附則の第三項に規定されておりました。こゝは、いかに
 法律に規定されておるところでございまして、その法律を
 受ける規定がある、あるべきでございまして。
 は、こゝの法律改正が国会で決まされた時点におきま
 して、衆参両院におきく、こゝは、高額所得者について
 あります。さうの条項をみますと、現在の入居者も明り渡
 し請ふについては適切は運賃をあらうまい、というように、特別

には、高額所得者が、つてある、さうして、こゝに、
 う、こゝに、現在の、その、住居の入居者について、
 に、該当するものがある、さうして、こゝに、こゝに、
 得に、つて、みますと、十一年は、こゝに、こゝに、
 人が、下、体、九、人、主、と、さう、さう、さう、
 といふ、現状、になつて、おりました。こゝに、こゝに、
 六月十日、以降、居住するものにつきするは、その、
 万、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、
 り、ます、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、
 以上、簡単、で、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、
 いた、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、
 お願い、申、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、
 議長（名川信義君）以上で、提案理由の説明は、おしまひ。
 二、い、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、
 議長（名川信義君）七番、末、不、旺、男、君、
 七番（末不旺男君）こゝに、こゝに、こゝに、こゝに、